

— 目 次 —

第1章 総説

1	目的	1-1
1.1	関係法令等	1-1
2	給水装置	1-2
2.1	給水管	1-2
2.2	直結する給水用具	1-2
2.3	給水装置の構造及び材質	1-2
2.4	受水槽以下の設備	1-2
2.5	配水管	1-2
2.6	配水本管	1-2
2.7	配水支管	1-2
2.8	配水細管	1-2
3	給水装置の種類	1-3
3.1	専用給水装置	1-3
3.2	私設消火栓	1-3
3.3	支管分岐形態	1-3
4	給水方式の種類	1-3
4.1	直結直圧方式	1-3
4.2	受水槽方式	1-3
4.3	直結・受水槽併用方式	1-4
5	給水装置工事	1-5
5.1	給水装置工事の種類	1-5
6	指定給水装置工事事業者	1-6
6.1	指定給水装置工事事業者の指定	1-6
6.2	給水装置工事主任技術者の選任	1-6
6.3	給水装置工事主任技術者の職務	1-6
6.4	給水装置工事に従事する者の責務	1-6
6.5	給水装置工事の適正管理	1-7
6.6	給水装置工事の記録及び保存	1-10
6.7	更新制の導入	1-10

第2章 設計

1	給水装置の設計	2-1
1.1	給水装置の設計の基礎	2-1
2	基本計画	2-2
2.1	基本調査	2-2

— 目 次 —

2.2 給水方式の決定	2-3
2.3 計画使用水量の決定	2-4
2.4 給水管の口径の決定	2-10
3 給水装置の材料	2-26
3.1 給水装置の使用規制	2-26
3.2 給水装置の構造材質基準	2-26
3.3 給水装置材料の規格等	2-27
3.4 基準適合品	2-27
3.5 使用規制等	2-29
4 給水管及び継手	2-30
4.1 給水管及び継手の種類	2-30
5 給水用具	2-34
5.1 分水栓	2-34
5.2 止水栓	2-34
5.3 給水栓	2-35
5.4 弁類	2-36
5.5 その他の給水用具	2-38
5.6 特殊器具	2-38
5.7 ユニット化装置	2-42
6 水道メータ	2-43
6.1 検定有効期限	2-43
6.2 水道メータの種類	2-43
6.3 水道メータの設置について	2-44
6.4 止水栓、仕切弁及びメータ前後の配管について	2-45
6.5 筐（きょう）類	2-45

第3章 設計図の作成

1 図面作成	3-1
1.1 記入方法	3-1
1.2 作図	3-6
1.3 作図例	3-7

第4章 工事施工と検査

1 一般事項	4-1
2 給水管及び給水用具の指定	4-1
2.1 構造及び材質の指定	4-1

— 目 次 —

2.2 給水管に使用する材料	4-1
2.3 給水分岐材料	4-2
2.4 標準配管形態	4-3
3 給水装置工事の施工	4-5
3.1 技能者の配置	4-5
3.2 給水管の分岐	4-5
3.3 給水管の布設	4-8
3.4 給水管の明示	4-9
3.5 止水栓、仕切弁の設置	4-10
3.6 給水管の防護	4-12
3.7 净水器及び活水器の取扱い	4-13
3.8 太陽熱利用給湯システムの取扱い	4-14
3.9 その他の配管上の心得について	4-15
4 土工事	4-16
4.1 掘削工事	4-16
4.2 道路復旧工事	4-17
5 現場管理	4-18
5.1 現場管理についての注意事項	4-18
6 配管工事	4-19
6.1 配管についての注意事項	4-19
6.2 配管工事	4-20
6.3 各管種の接合方法	4-21
6.4 配水管からの分岐	4-34
7 給水装置工事の検査	4-39
7.1 主任技術者が行う検査	4-39
7.2 管理者が行う検査	4-41

第5章 3～5階建て直結給水施工基準

1 趣旨	5-1
1.1 3～5階建て建築物への直結給水の適用範囲	5-1
1.2 3～5階建て建築物への直結給水管径の求め方	5-1
1.3 給水装置のメータ口径の決定	5-4
1.4 給水装置の構造等	5-4
1.5 既存施設の改良	5-7
1.6 申請等	5-9

— 目 次 —

第6章 受水槽以下の設備

1 関連法規等	6-1
1.1 概要	6-1
1.2 受水槽方式の主な給水形態	6-3
1.3 受水槽について	6-4
1.4 構造	6-5
1.5 吐水口空間	6-8
1.6 受水槽等の容量	6-9
1.7 高置水槽について	6-9

第7章 給水装置工事事務取扱い

1 給水装置工事の手続き	7-1
1.1 給水装置工事	7-1
1.2 給水装置工事の申込	7-1
1.3 給水装置工事の承認	7-4
1.4 給水装置工事の承認取消	7-5
1.5 給水装置工事の着手	7-5
1.6 関係機関への各種申請（道路占用_道路使用等）	7-5
1.7 給水装置工事の竣工及び管理者の検査	7-7

第8章 給水装置の維持管理

1 給水装置の維持管理	8-1
1.1 維持管理範囲	8-1
1.2 水道メータから末端給水用具までの維持管理	8-2
1.3 給水装置の修繕	8-5
1.4 撤去工事	8-7

関係要綱等

給水装置の修繕工事取扱要綱	9-1
四日市市小規模貯水槽水道管理指導要領	9-2
四日市市水道事務取扱要領	9-9
水道直結型スプリンクラーに関する取扱い	9-17

様式集